

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

◇告示 目次  
" 字の区域の変更

## 告示

大字、字区域変更調書

変更後	大字名	従前	の	区域
夏根	字名	大字	・	字
田後	夏根	字四ノ坪二九番の内	・	地番
五ノ坪	夏根	字夏根自五番の内至七番の内、自八番至一四番、一八番の内、一九番の内	・	
綾ヶ坪	右に伴う道路水路等の国有地の全部	字八ヶ坪一七番の二の内、自一八番の内至二五番の内、字二ノ足田五五番の三の内		

鳥取県告示第六百六十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十九条第一項の規定により、昭和三十七年十一月一日から東伯郡羽合町の区域内の字の区域を次のとおり変更した。

昭和三十七年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

長瀬

御丸	大字水大字大坪三二番の内、三三番、字八ヶ坪二五番の内、字綾ヶ坪自一五二番の内至一五四番の内、一五五番の二の内、字高男自二七四番の内至二七六番の内
弥助田	字御丸一六三番の内、一六四番、字大田二七〇番の内一、二七〇番の二の内、字椎田自一四三番の内至一四七番の内、一四八番の二の内
平田小君	字更小君二四七番の内、二四八番の内、字大田二六八番の内、二六九番、二七〇番の二の内、字弥助田一六九番の内、一七〇番の内、字上小君一三三番の内、一三四番の内、一三七番の内、一三八番、一三九番の内、一四一番の内、一四二番の内、字椎田一四三番の内
下小君	字東隈ヶ坪二三九番の内、二四〇番の内、二四二番の内、二四三番の内、二四五番の内、二四六番の内、字更小君二四七番の内、二四八番の内、字平田小君自一七四番の内至一七八番の内、字上小君一三三番の内、字国相自一二五番の内至一三一番の内
四ノ坪	字下小君一八〇番の内、一八一番の内、一八四番の内、一八五番の内、一八八番の内、一九一番、一九一番の内、一九九番の内、字東隈ヶ坪二二九番の内、字三ノ坪二二四番の内、二二七番、二二八番の内、二三一番の内、二三三番の内、二三五番の内、二三六番の内、字下小君一九〇番の内、字国相一二四番の内、一二五番の内、字大目一二二番合併の内
五ノ坪	字十ヶ坪二〇八番の内、二一〇番の内、二二三番の内、二二四番の内、二二八番の内、二一九番の内、二二〇番の内、二二一番、字三ノ坪二二三番、二二四番の内、字四ノ坪自一九二番の内一の内、合併至一九九番の内、字大目一二三番合併の内、字八ヶ坪九三番の内、九三番の内、九七番の内、一〇〇番の内、一〇一番の内、一〇四番の内、一〇五番の内
三ノ坪	字二ノ坪三〇七番の内、字十ヶ坪二〇八番の内、二〇九番合併の内、二二二番、二二三番の内、二二四番の内、二二五番、二二六番、二二七番、二二八番の内、二二九番の内、二二九番の内、二二九番の内、二二九番の内

四ノ村	〇番の二の内、二二〇番の二、字四ノ村三二〇番の内、三二三番の二の内、三二四番の二の内
二ノ坪	字二ノ坪三〇七番の内、二〇八番の内、三〇九番の内、三一一番の内、三一一番の内、三四番の内、三二七番の内、三二七番の内、三二九番の内
隈ヶ坪	字三ノ坪二二二番の内、二二五番の内、二二六番、二二八番の内、二二九番、二二〇番、二二二番の内、二二三番の内、二二三番、二三四番、二三五番の内、二二六番の内、二三七番、字東隈ヶ坪二三八番の内、二三九番の内、字南隈ヶ坪三〇六番の内
更小君	字東隈ヶ坪二三八番の内、二三九番の内、二四〇番の内、二四一番、二四二番の内、二四二番の内、二四三番の内、二四四番、二四五番の内、二四六番の内、字南隈ヶ坪自三〇一番至三〇五番、三〇六番の内、字更小君二四八番の内、二四九番の内、二五〇番の内、二五一番の内、二五二番の内、二五五番の内、二五六番の内、二五八番の内
南和乱田	字北和乱田二七九番の内、二八〇番の内
大田	字南和乱田二八九番の内、二八九番の二の内、二八九番の三の内、二八九番の二の内、字高男二七一番の内、二七二番の内
高男	大字水大字高尾所三四番、三五番、三六番の内
北和乱田	字突納五〇七番の内
	大字長瀬字大別当三五八番の内、三五九番の内、字船長自三三一番至三三七番、字五ノ坪

磯中坪	三三八番の内、三四〇番の内、大字田後字夏根自五番の内至七番の内
大別当	字二ノ五ノ坪三四七番の内、三四八番の内、字植田自三四九番の内至三五三番の内、自三五四番至三五七番、字下今原三六四番の内、三六七番の内、三六八番の内
植田	字二ノ五ノ坪自三四一番の内至三四五番の内、三四六番、三四七番の内、大字田後字四ノ坪自二九番の内至三一一番の内、三三番の内、四一番の内
下今原	字福本三六九番の内一の内、字今原自四一〇番の内至四一四番の内
福本	字植田自三四九番の内至三五三番の内、字平田自三八三番の内至三九一番の内、字二ノ五ノ坪自三三八番の内、字二ノ今原自四〇三番の内至四〇九番の内、字三ノ今原四〇一番の内、字平田三九〇番の内一
平田	大字田後字四ノ坪四一番の内、四二番の内、大字長瀬字二ノ五ノ坪自三四一番の内至三四五番の内、字三ノ今原三九七番の内、三九八番の二の内、三九九番の内、四〇〇番の二の内
久原	三ノ今原自三九四番至三九六番、三九七番の内、三九八番の一、三九八番の二の内、三九九番の内、四〇〇番の一の内、四〇〇番の二の内、四〇〇番の三の内、字東柳四三三番の内、字西柳四三五番の内、四三六番の内、四三九番の内、四四〇番の内、四四三番の内、四四四番の内、四四七番の内、四四八番の内、字平田三九三番
今原	字二ノ今原自四〇三番の内至四〇九番の内、字三ノ今原自四〇〇番の内至四〇一番の内、四〇二番、字助定自四一五番の内一の内、四二二番の内(但し枝番の二は除く)字東柳自四二三番の内一の内至四三〇番の内一の内(但し枝番の二を除く)四三三番の内
助定	字鉢手自五〇一番の内至五〇六番の内、字二ノ鉢手自四九五番の内一の内至五〇〇番の内、字尾成四九三番の内、四九四番の内、字東柳自四二三番の内一の内至四三一番の内、自四二三番の二至四三一番の二

柳	字東柳四三一番の内、四三一番の二の内、四三二番の一、四三二番の二、四三三番の内、字西柳四三五番の内、四三六番の内、四三九番の内、四四〇番の内、四四三番の内、四四四番の内、四四七番の内、四四八番の内、四四九番の内、字流田四五三番の内、字西柳四三四番の内、四三三番の二、四三三番の三、四三三番の四、四三三番の五、四三三番の六、四三三番の七、四三三番の八、四三三番の九、四三三番の十、四三三番の十一、四三三番の十二、四三三番の十三、四三三番の十四、四三三番の十五、四三三番の十六、四三三番の十七、四三三番の十八、四三三番の十九、四三三番の二十、四三三番の二十一、四三三番の二十二、四三三番の二十三、四三三番の二十四、四三三番の二十五、四三三番の二十六、四三三番の二十七、四三三番の二十八、四三三番の二十九、四三三番の三十、四三三番の三十一、四三三番の三十二、四三三番の三十三、四三三番の三十四、四三三番の三十五、四三三番の三十六、四三三番の三十七、四三三番の三十八、四三三番の三十九、四三三番の四十、四三三番の四十一、四三三番の四十二、四三三番の四十三、四三三番の四十四、四三三番の四十五、四三三番の四十六、四三三番の四十七、四三三番の四十八、四三三番の四十九、四三三番の五十、四三三番の五十一、四三三番の五十二、四三三番の五十三、四三三番の五十四、四三三番の五十五、四三三番の五十六、四三三番の五十七、四三三番の五十八、四三三番の五十九、四三三番の六十、四三三番の六十一、四三三番の六十二、四三三番の六十三、四三三番の六十四、四三三番の六十五、四三三番の六十六、四三三番の六十七、四三三番の六十八、四三三番の六十九、四三三番の七十、四三三番の七十一、四三三番の七十二、四三三番の七十三、四三三番の七十四、四三三番の七十五、四三三番の七十六、四三三番の七十七、四三三番の七十八、四三三番の七十九、四三三番の八十、四三三番の八十一、四三三番の八十二、四三三番の八十三、四三三番の八十四、四三三番の八十五、四三三番の八十六、四三三番の八十七、四三三番の八十八、四三三番の八十九、四三三番の九十、四三三番の九十一、四三三番の九十二、四三三番の九十三、四三三番の九十四、四三三番の九十五、四三三番の九十六、四三三番の九十七、四三三番の九十八、四三三番の九十九、四三三番の百
尾成	字二ノ尾成自四八一番の内一の内至四八六番の一の内
鉢手	字二ノ鉢手自四九五番の内一の内至五〇〇番の内、字尾成四九三番の内、四九四番の内、字案内子五四二番の内
突納	字一ノ坪自五一二番の内至五一七番の二の内
一ノ坪	字桂原五一八番の内一の内、五一九番の内、五二〇番の内、五二二番の内
岸	字一ノ坪自五一二番の内、字栗坪五二九番の内
北寺屋敷	字岸五三〇番の内、五三一番の内、字当免自五八三番の内至五八九番の内
南寺屋敷	字突納自五〇七番の内至五〇九番の二の内、五一一番、字一ノ坪五一二番の内、字案内子五四二番の内、自五三六番至五四一番、字岸五三二の内一番合併、五三三番の内、五三五番の内
寺屋敷	字尾成自四八七番の内至四九一番字二ノ尾成自四八三番の三の内至四八六番の一の内、字南寺屋敷五四八番の二の内、字古ズンデン自五五五番至五六〇番の二
石建	字北寺屋敷自五六八番至五七四番、五七五番の内、字当免自五八九番の内至五九五番の一の内、五九六番の内、字八町六四八番の一の内、六四八番の二の内

水 下										久 留
明 円	常 田	片 利	四ノ坪	三ノ坪	高尾所	大 坪	八ヶ坪	栗 坪	前 田	水 下 後
右に伴う道路水路等の国有地の全部										字二ノ水後自四九番の一五〇番の一、五二番の一、五二番、五三番の一、五三番の二、五四番、自五五番至五七番、五八番の一
右に伴う道路水路等の国有地の全部										字二ノ前田自一一二番の一五二番の二、自一一三番の一五二番の二、自一一三番の二、字三ノ前田一三三番の四
大字長瀬字五反田六〇六番の内、六〇七番の内、六一〇番の内、六一一番の内										
字五ノ坪自六〇番の内至六六番の内、字四ノ坪自五〇番の一の内至五九番、字高尾所自三九番の内至四一番の内、字三ノ坪自四九番の内										
字三ノ坪自四二番の内至四九番の内										
字葛原自一〇三番の一の内至一一一番の内										
字五ノ坪自六〇番の内至六六番の内、字二ノ大盤若自一〇〇番の内至一〇二番の内										
字常田九四番の内、字加多利七一番の内、字葛原一〇三番の内										
字五ノ坪自六六番の内至六九番の内、合併、字常田九四番の内、大字久留字片利三九一番の内、字上石田四〇三番の内、字連田ヶ坪自一二番の内至五番の内										
字二ノ大盤若自九五番の一五九番の三、字古屋敷八九番の内、八九番の二、八九番の三の内、字五ノ坪六〇番の内、六一番の内、字四ノ坪五九番の内										
字古屋敷八四番の内、字一本松一七三番の四の内、一七三番の五の内、一七四番の内、大字久留字餅坪三九〇番の内										

河原田	船 津	四ノ浜根荒神	三ノ嘉平柳	二ノ因幡新田	天 王	五 反 田	当 免	八 町
字河原田二〇番の一の内、二〇番の五、大字長瀬字浮橋六二五番の一の内、六二五番の二の内、字天王六一三番の内	右に伴う道路水路等の国有地の全部	字三ノ浜根荒神二六〇七番、二六〇九番の内三、二六一〇番、二六一一番、二六一一番の内	字二ノ因幡新田二五二三番の一の内、二五二四番の一、二五二五番の一、字二ノ浜根荒神二五五三番の一、二五五三番の二、二五五三番の三の内、二五五五番の一の内	字因幡新田自二四七九番の一五二四八一番の自二五〇一番至二五〇六番、字嘉平柳自二三四三番の一五二五三番、字三ノ嘉平柳自二五三二番至二五三五番、二五三五番の内一	字八町六四二番の一の内、六四二番の二の内、字浮橋自六二一番の一五二四番、六二五番の一の内、六二五番の二の内	字天王六一二番の内、六一五番の内、六一六番の内、大字久留字河原田自二〇番の一の内至二〇番の三の内	字五反田六〇五番の内、六〇六番の内、字栗坪自五二四番の一の内至五二八番、五二九番の内	字当免自五八九番の内至五九五番の一の内、五九五番の二、五九六番の内自五九七番至六〇一番の内、字天王六一七番の内、六一八番の内、六一八番の二の内、六一八番の三の内、六一九番の内、六二〇番の内



五番の内、三六六番の内、三六七番の内、字平田二七九番の九の内、自二八〇番の内至二八二番の内、二八四番、自二八五番の内至二八八番の内

右に伴う道路水路等の国有地の全部

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所  
定価 一月二五〇円(送料共)